

4 フォローアップ

4.1 目的

マスタープラン及びアクションプランの推進にあたっては、社会情勢の変化にも柔軟に対応できるように、計画・実行・モニタリング・分析を継続的に行い、必要に応じてアクションプランの更新などのフォローアップを行っていきます。

また、そのモニタリング結果や取り組みの効果を市民の皆さんへ分かり易く示すことで、水循環再生への理解を深めていただくとともに、市民の皆さんの水循環回復の取り組みへの積極的な参加を期待するものです。

4.2 モニタリングの種類

モニタリングは大別すると次の3つの種類が挙げられます。

- ① 市民が主体となる取り組みに関するモニタリング
- ② 行政が主体となる取り組みに関するモニタリング
- ③ 基礎的な流域状態量に関するモニタリング

(1) 市民が主体となる取り組みに関するモニタリング

新河岸川流域の状態を把握するための調査は、市民が簡単に実施できるものも多くあります。これら市民が調査可能な項目（COD、透視度、水生生物など）は、市民団体が行う活動や学校の実習、各種イベントへの参加などを通じて市民の協力を得ながらモニタリングを行っていきます。

表 4-1 市民の取り組みに関するモニタリング例

取り組み例	モニタリング例
川の水量・水質の一斉調査に参加し、その保全・向上にも取り組みます。	水量、水質、ゴミ量
新河岸川水系における水辺の総合調査に参加し、調査データを水辺環境保全・向上活動に提供します。	水質、生物相
井戸の水位調査により、地下水位の保持や湧水保全のためのモニタリングを行います。	地下水位
特定外来生物などを防除します。	実施回数、参加人数
調節池におけるエコロジカルネットワークの構築を推進します。	在来魚種、水生昆虫種、オオヨシキ生息状況
近隣の学校に対し、防災や河川環境に関して、出前講座等、オンライン授業等の教育支援を行います。	実施回数、参加人数

(2) 行政が主体となる取り組みに関するモニタリング

アクションプランでは緑地維持管理、雨水浸透施設の設置など、水循環を再生するための様々な取り組みが掲げられています。行政が主体となる取り組みについて、実施状況や連携・協働の状況※を確認するとともに、毎年の検討委員会などを通じてその情報を共有していくことで活動の活性化を図っていきます。

表 4-2 行政が主体となる取り組みに関するモニタリング例

取り組み例	モニタリング例
緑地の保全を行います。	保全対象緑地の公有地化面積
個人宅地内へ雨水貯留浸透施設を設置する者に補助金を交付します。	対策量(m ³)、基数、件数
開発事業を行う事業者へ雨水流出抑制施設の設置を指導します。	対策量(m ³)
下水道(雨水)施設を効率的に整備・維持管理します。	整備延長、整備率
水防訓練を実施します。	実施回数、参加者数、連携・協働の有無※
自主防災組織への補助金の交付や自主防災組織リーダー養成講座を開催します。	補助額、講座実施回数、連携・協働の有無※

※連携・協働が可能な取り組みのみ

(3) 基礎的な流域状態量に関するモニタリング

河川流量や河川水質などは、水循環・水環境の面から新河岸川流域の基礎的な状態を把握するために必要な指標となります。これらの基礎的なデータの内、モニタリングに専門的技術や施設を要する流量や水質データについては、自治体において適切に把握するとともに、その調査結果を適宜公表していきます。

【基礎的な流域状態量に関する主なモニタリング指標】

河川流量、河川水位、河川水質(pH、DO、BOD、SS、大腸菌数等)、地下水位、地下水質、湧水量

4.3 モニタリング結果の報告及び計画の更新

市民や行政が行った水循環に関する取り組みのモニタリング結果は、新河岸流域水循環マスタープラン検討委員会等に報告を行います。

5年ごとに、アクションプラン計画目標の達成状況などからアクションプランを評価し、必要に応じて、アクションプランの見直しを行います。なお、評価は定量的な指標で目標達成状況を確認します。また、必要に応じて、マスタープランの見直しも行います。

このような PDCA サイクルをまわすことによって、アクションプランの取り組みの効果を検証しながら、計画の実効性の向上、水循環の健全化を図っていきます。

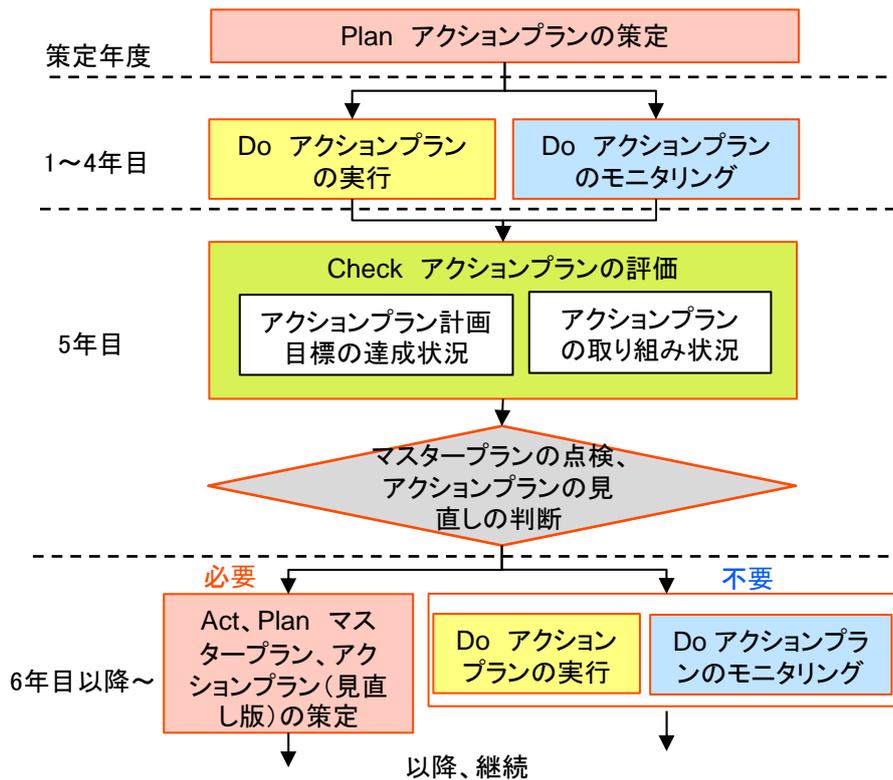


図 4-1 アクションプランのフォローアップ

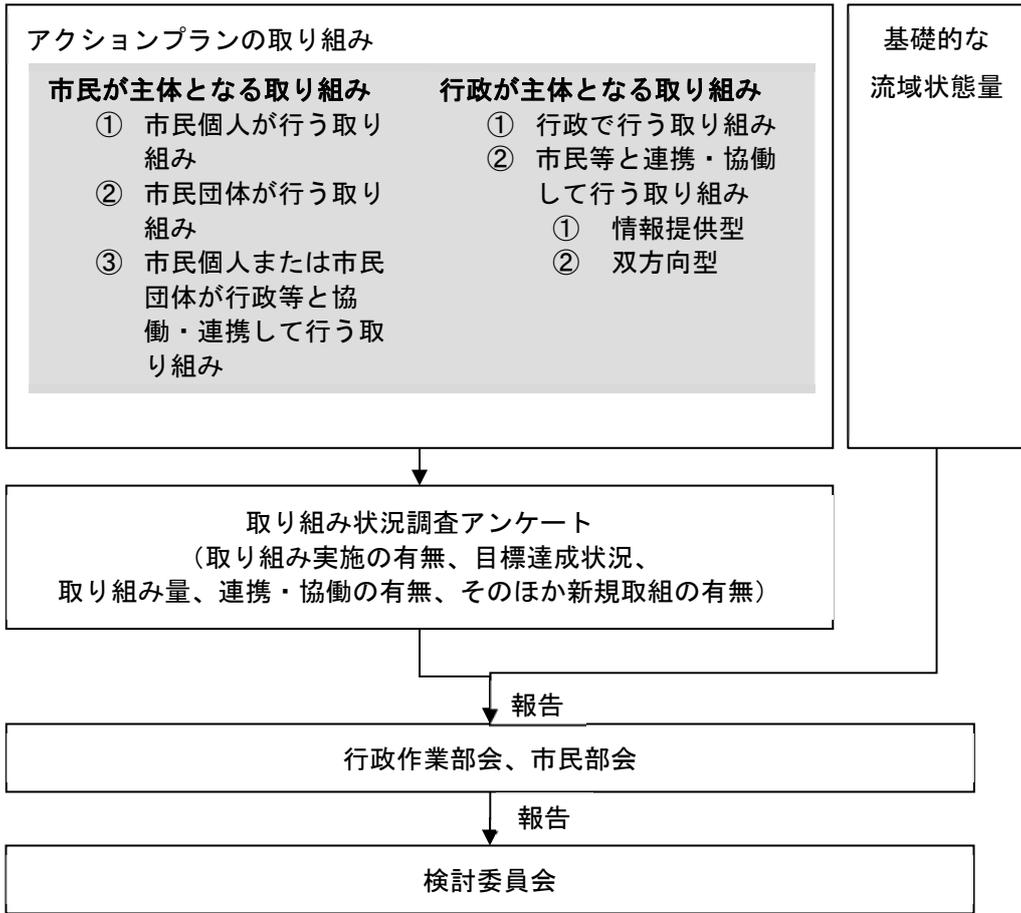


図 4-2 毎年実施するアクションプランのモニタリング（アンケートは適宜実施）

4.4 今後の課題

関係自治体がアクションプランの取り組みを進めるにあたって課題と感じていることを整理しました。すべてが即座に解決し得るものではありませんが、今後取り組みを促進、推進していくために、関係者皆が認識すべきものです。

- 開発行為等の指導基準に係らない建築などについては、自治体では把握できないため、雨水流出抑制の指導を行うことができない。
- 調整池等の大規模雨水浸透貯留施設の築造には、事前調査や実施設計を含め、多額の費用が必要になるため、単費で賄うことが難しい。補助の仕組みが必要である。
- 水環境の取り組みは複数部署にまたがるため、部署間の連携や調整が容易でない。
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、財政状況はひっ迫している。各種政策が補助金削減の方向にあり、雨水浸透ますや雨水貯留槽の補助金も削減されていく懸念がある。
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、回覧板やイベントが中止されるなど、思うようにいかない状況がある。啓発活動ができず広報に苦慮している。
- 条例に該当しない個人住宅等について、雨水浸透施設整備助成の申請が年々減少傾向である。浸透施設を設置する効果が目に見えないことが課題である。